

震災時における中小企業の対応について

鈴木圭介税理士事務所 税理士

鈴木 圭介（釧路支部）

ファーストコンサルティング（株）代表取締役 中小企業診断士

乗山 徹（釧路支部）

2011年3月18日

（社）北海道中小企業家同友会 釧根事務所

2011年3月17日

鈴木圭介税理士事務所
税理士 鈴木圭介（釧路支部）

災害時における税法の適用

まずもって、この度の東日本大震災に被災された方々にお見舞いを申し上げます。

当職において考え得る、地震に関する税務関係の一般的なケースの処理について述べさせていただきます。

Q1. 津波により店舗部分が浸水し、商品に塩水がかかったため、通常の値段では売ることができなくなった。評価損を計上することは可能か？

A. 期末に在庫として残っているものについては、取得原価より50%以上低い価格でしか売却できないものについては、その価格までの評価損の計上が可能です。

棚卸資産について、災害により著しく損傷した場合には、損金経理を要件として評価換直前の帳簿価額と期末時価との差額までの金額を損金の額に算入する（令68①一）。ただし、全く売り物にならず廃棄した場合には、評価損ではなく廃棄損として全額損金処理が可能です。廃棄証明等の証拠を忘れずに残しておきましょう。

Q2. 工場が水につかり、塩水が機械装置の内部に入り、機械装置の生産能力が低下した。評価損を計上することは可能か？

A. 生産能力の落ちた後の機械と同じものを購入した場合の取得原価を基礎として償却した仮の期末簿価と実際の期末簿価との差額を評価損として計上することが可能です。

期末に存在する固定資産について、災害により著しく損傷した場合には、損金益理を要件として当該固定資産の時価と期末帳簿価格との差額を評価損として計上することが可能です。ただし、期中廃棄・除却した固定資産については、評価損の問題ではなく、廃棄損・除却損で残存簿価を損金処理する必要があります。

Q3. 地震により保険金を取得したが課税の対象となるか？

A. 課税の対象になります。ただし、保険金と同程度の修繕を施した場合には、益金と損金相殺されます。また、保険対象の壊れた建物や機械の代替資産の取得をした場合には、一定の経理を要件に、保険差益金の額を損金の額に算入することが出来ます。また、保険

金の取得の時期と代替資産の取得の時期がずれている場合にも、一定の要件を満たせば、この規定と同様の制度を受けることができます。

法人の有する固定資産が滅失又は損壊したことによって保険金等の支払いを受け、その事業年度においてその保険金等によって代替資産の取得、損壊資産の改良、代替資産となるべき資産の改良をした場合には、これらの固定資産について、その取得、改良に充てた保険金等に係る差益金の額を所定の経理によって圧縮した場合には、圧縮限度内の全額が損金の額に算入されます（法 47①）。

.....

Q 4. 地震により義援金を支出しましたが、損金計上は可能か？

A. 最終的に国や地方公共団体等に対するものについては全額損金計上が可能です。

その義援金等が最終的に国、地方公共団体に拠出されるものであることが新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされており、そのことが税務署において確認されたときには、その義援金等は「国等に対する寄附金」に該当するものとして取り扱われます。

.....

Q 5. 災害により、住宅の一部が倒壊した。修繕費を支出した。

A. 所得控除である雑損控除の適用を受けることができます。

災害により、一定の資産につき、損害を被った場合には、所得税法上、損失の額から以下のうちいずれか低い金額を控除した額を、所得から控除することができます。

イ. 損失の金額－総所得金額等×1/10

ロ. 損失の金額のうち災害関連支出の金額－5 万円

※個人において支出した Q 4 と同様の寄付金については、所得税法上も、一定額を所得から控除することができます。

.....

以上、現行法で想定できるケースを考えてみました。今後、税法であらたな救済措置等が創設されることもあろうかと思えます。

また、実際は、もっと複雑で単純に当てはめができない場合の方が多いと思われます。適用要件等を外すと、適用を受ける事ができませんので、事実関係を考慮のうえ、顧問税理士の先生とご相談ください。

2011年3月17日

ファーストコンサルティング㈱代表取締役
中小企業診断士 乗山徹（釧路支部）

東北地方太平洋沖地震の被災中小企業者対策について

このたび、東北地方太平洋沖地震及び津波に被災された方に心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方に心よりご冥福をお祈りいたします。

3月17日時点で行われている中小企業対策の主なものは以下の通りです。

1. 特別相談窓口の設置

全国の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構支部、経済産業局、北海道各振興局、市町村に特別相談窓口を設置。

2. 災害復旧貸付の実施

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が、今般の災害により被害を受けた中小企業者を対象として、運転資金又は設備資金を別枠で融資する災害復旧貸付を実施。

3. 既往債務の返済条件緩和等の対応

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会において、返済猶予等既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化等について、被災中小企業者の実情に応じて対応。

（1）日本政策金融公庫、商工組合中央金庫での対応

今般の地震災害等の影響で既往債務の延滞が生じている場合で、返済猶予の申し出が遅れた場合でも、返済期日に遡及して返済猶予に対応すること、また、提出書類の簡素化や契約手続きの迅速化を行うことで、被災した中小企業の負担軽減を行います。

（2）信用保証協会での対応

今般の地震災害等の影響での既存債務の負担軽減のため、審査書類の簡素化や契約手続き等の迅速化、返済期日経過後の期日延長や返済方法の変更等被災した中小企業の負担軽減を行います。

4. 小規模企業共済に係る救済措置

今般の災害により被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構において

- (1) 原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付の適用
- (2) 共済掛金の納付・一時貸付金の返済支払いの猶予
- (3) 共済金支払いの迅速化

等を実施。

5. 中小企業倒産防止共済に係る救済措置

今般の災害により被害を受けた中小企業倒産防止共済契約者等に対し、中小企業基盤整備機構において、

- (1) 共済掛金の納付・共済金貸付金の返済支払いの猶予
- (2) 共済金支払いの迅速化

6. 生活衛生関係営業者等に対して、日本政策金融公庫の災害融資

被害を受けた生活衛生関係営業者等に対して、日本政策金融公庫の災害融資について、特段の措置として、0.9%の金利引き下げを行います。

- ・貸付対象者：生活衛生関係営業者等（営業者、組合等）
- ・資金使途：設備資金
- ・貸付限度額：全機関を通じ1貸付先当たり融資額のうち1,000万円（組合等は3,000万円）まで
- ・貸付期間：各貸付制度に定められた貸付期間
- ・据置期間：原則2年以内
- ・貸付利率：貸付日から当初3年間の貸付利率については、基準利率からマイナス0.9%

※参考：基準利率（貸付期間5年以内）の場合

2.25%（平成23年3月9日現在）－0.9%＝1.35%等

- ・取扱期間：平成23年3月11日から平成23年9月11日まで

7. 災害関係保証の発動

市町村長等から罹災証明を受けた中小企業者に対して、信用保証協会は、別枠で保証します。（100%保証。保証限度額は無担保8千万円、普通2億円。）

8. 小規模企業向けの設備資金融資の償還期間の延長

小規模企業者等設備導入資金貸付制度及び小規模企業設備貸与制度について、既往貸付金の償還期間を2年延長（7年以内→9年以内）します。

9. 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に係る補助

都道府県が行う事業協同組合等の災害復旧事業に係る補助に対する支援を行います。（都道府県が事業費の 3/4 を補助する場合、国はその経費の 2/3 を補助。）

10. 災害復旧貸付の金利引下げ

被災中小企業者に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が別枠で行う災害復旧貸付について、特段の措置として、0.9%の金利引下げを行います。

（注）資金使途:運転資金又は設備資金

貸付限度額:日本公庫（中小事業 1.5 億円、国民事業 3 千万円）:商工中金 1.5 億円

貸付金利 :基準金利（中小事業 1.75%、国民事業 2.25%）（貸付期間 5 年以内の基準利率（平成 23 年 3 月 12 日現在））

金利引下げ:貸付額のうち 1 千万円を上限として貸付金利から 0.9%を引下げ

※ 中小企業対策担当機関は下記の通りです。

関連項目	問合せ先	住所	TEL
1、2、3、10	日本政策金融公庫釧路支店国民生活事業	釧路市大町 1 丁目 1-1 道東経済センタービル 7 F	0154-43-3330
1、2、3、6、10	日本政策金融公庫釧路支店中小企業事業	釧路市大町 1 丁目 1-1 道東経済センタービル 2 F	0154-43-2541
1、2、3、10	商工組合中央金庫釧路事務所	釧路市大町 1 丁目 1-1 道東経済センタービル 1 F	0154-42-0671
1、3、7	北海道信用保証協会釧路支店	釧路市黒金町 6 丁目 1	0154-23-1361
1	釧路商工会議所	釧路市大町 1 丁目 1-1	0154-41-4141
1	根室商工会議所	根室市松ヶ枝町 2 丁目 7 番地	01532-4-2062
1	北海道商工会連合会釧路根支所	釧路市大町 1 丁目 1-1 道東経済センタービル 2 F	0154-43-0394
1	北海道中小企業団体中央会釧路支部	釧路市大町 1 丁目 1-1 道東経済センタービル 2 F	0154-41-1545
1、4、5	中小企業基盤整備機構支部釧路オフィス	釧路市大町 1 丁目 1-1 道東経済センタービル 5 F	0154-68-4866
1	北海道経済産業局 産業部中小企業課	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 5 階	011-709-1783

1、8、 9	北海道釧路総合振興局 商工労働観光課	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9182
1	根室振興局商工労働観 光課	根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6829
1	釧路市産業振興部 商業 労政課	釧路市黒金町7丁目5番地	0154-31-4548

以上